

『東京地裁 アップルの裁判管轄条項を無効と判断』

日本の中小企業が世界でも有数の大企業であるアップルに挑んだ訴訟で、興味深い判断が下された。当事者はアップルの本社があるカリフォルニア州の裁判所を専属管轄とする合意を締結していたにもかかわらず、東京地方裁判所は国際裁判管轄に関する合意を無効とし、日本の裁判所の管轄権を認めた。

事案の概要

原告である株式会社島野製作所（以下、「島野」という。）は、発明の名称を「接触端子」とする特許権（以下、「本件特許権」という。）を有しており、プローブピンという部品を製造販売している。島野は、被告であるアップルのサプライヤーとして、約9年間にわたり、プローブピンを供給する継続的取引を行っていた。島野製プローブピンは、アップルのノートパソコンの電源アダプタの接続部分に組み込まれていた。

島野によれば、アップルからの発注は平成24年になって停止され、アップルはアジアの企業から供給を受けるようになったという。島野は取引を再開するため、やむなく減額や約1億6000万円のリベートに応じざるを得なくなったとされる。

島野は、このような取引の停止や減額、リベートの要求が独占禁止法に違反したとして、約100億円の損害賠償を求める訴訟を提起した。また、島野は、アップルのノートパソコン「MacBook Air」と「MacBook Pro」の電源アダプタに組み込まれたプローブピンが本件特許権を侵害するとして、これらの製品の販売差止と損害賠償を求める訴訟も提起した。

本稿では、独占禁止法違反事件について紹介する。

争点

独占禁止法違反事件では、損害賠償請求の審理に先立ち、国際裁判管轄の有無が問題となった。

島野とアップルは、平成21年9月、部品供給についての基本的契約である Master Development and Supply Agreement（「MDSA」）を締結した。MDSAには、概ね以下のような規定がある。

「両当事者が調停の開始後60日以内に紛争を解決できない場合、いずれの当事者もカリフォルニア州サンタクララ郡の州又は連邦の裁判所で訴訟を開始することができる。両当事者は当該裁判所の専属的裁判管轄に取消不能で付託する。」

「紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される。」

アップルは、本件訴えはかかる国際裁判管轄に関する合意に反するとして、本件訴えの却下を求めた。

この点、平成23年改正で新設された民事訴訟法3条の7第2項は、国際裁判管轄の合意は、「一定の法律関係に基づく訴えに関し」て行わなければ効力を生じないと定めている。MDSAは平成23年改正前の契約であることから、本件国際裁判管轄の合意に民訴法3条の7第2項が適用されるかが争点となった（争点①）。また、民訴法3条の7第2項が適用されないとしても、条理上、国際裁判管轄の合意は一定の法律関係に関して定められたものでなければならぬか（争点②）、本件国際裁判管轄の合意は、一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものといえるか（争点③）が問題となった。

東京地裁の判断

東京地裁（千葉裁判長）は、平成28年2月15日、日本の裁判所に管轄権を認める中間判決を下した。

争点①については、法改正前の合意に民訴法3条の7第2項を適用することは、当事者に対して不測の不利益を与えることになりかねず、認められないと判断した。

争点②については、国際裁判管轄の合意は、改正民事訴訟法の施行前に締結されたものについても、条理上、一定の法律関係に関して定められたものである必要があると判断した。その理由として、民訴法3条の7第2項の趣旨は、合意の当事者の予測可能性を担保し、当事者に不測の損害を与える事態を防止することであり、専属合意の当事者の予測可能性を担保する必要性は、改正民事訴訟法の施行前にされた合意についても等しく認められること、また、国内での管轄合意に関しては、法改正以前から「一定の法律関係に基づく訴え」に関するものがある必要があり、この趣旨は国際裁判管轄に関する合意でも同様であることを挙げた。

争点③については、本件条項は、その対象とする訴えについて、原告・被告間の訴えであるというほかに何らの限定も付しておらず、その基本となる法律関係を読み取ることは困難であるから、一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものと認めることはできないとした。アップルは、本件MDSAに関連する訴訟が本件条項の対象である訴えであることは明らかであり、本件訴えについて本件条項を適用することは原告の予測可能性を害しないと主張したが、裁判所は受け入れなかった。

以上より、裁判所は、本件条項は無効であると判断した。

Practical tips

本件では、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、あらゆる紛争に適用されると規定されていたことから、「一定の法律関係に基づく訴え」の要件を満たさないとされた。これに対して、「紛争がMDSAから発生し、またはMDSAと関係する場合には」など、特定の紛争に限定する定めであったならば、同要件を満たし、国際裁判管轄の合意が有効とされた可能性がある。

既に外国企業と契約を締結済みの日本企業としては、既存の契約書の国際裁判管轄条項において外国を国際裁判管轄とする条項が定められていたとしても、本件のように広すぎる国際裁判管轄の合意がなされている場合には、当該合意を無効にできる可能性があるため、管轄条項を検討し、「一定の法律関係に基づく訴え」の要件を満たしているかを精査すべきであろう。

なお、独占禁止法違反事件については、引き続き東京地方裁判所で本案である損害賠償請求の審理が続けられている。また、特許権侵害訴訟については、東京地判平成28年3月17日が、侵害を否定する判断を下している。

執筆者紹介



弁護士 阿部 隆徳



弁護士 木下 倫子

阿部国際総合法律事務所

ABE & PARTNERS

〒540-0001

大阪市中央区城見 1-3-7

松下 IMP ビル

TEL : 06-6949-1496

FAX : 06-6949-1487

E-mail : abe@abe-law.com

URL : <http://www.abe-law.com/>



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。